

日本作業療法士協会との取引に関する基本事項

一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会という。）が執行する経費（本会以外の他機関が負担する経費を含む。）は、社会規範、法令、本会の諸規程等その他の執行ルールを遵守し、公正且つ効率的に使用することとしておりますので、下記の事項を遵守する者と取引させていただきます。

記

1. 本会の諸規程等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本会会員との癒着をしない。
 - 2) 次の不適切な取引をしない。
 - ① 預り金（本会会員から預け金の依頼の承諾）
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 本会会員から不正行為の依頼等があった場合には拒絶し、本会の通報窓口へ連絡すること。
4. 本会の調達に係る納品については、すべて本会の事務局で納品確認を受けること。また、納品書には納品日を記載し、納品物と一緒に提出すること。
5. 本会会員には直接の発注権限はないので、会員からの直接発注があった場合には、本会事務局に相談すること。

以上